

濟々覺青年会会則

第1条 (名称・所属)

本会は、『濟々覺青年会』と称し、濟々覺同窓会に属する。

第2条 (趣旨・理念)

40歳以下の同窓生相互の密接な親睦を図ることにより、会員個々が成長し、同窓会の発展に寄与することを基本理念とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、多士会館内の濟々覺同窓会事務局に置く。

第4条 (会員)

濟々覺同窓会会員で満40歳を迎える卒業年次までの会員すべて。

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会 長	1名	満38歳を迎える学年の代表評議員
副会長	1名	満37歳を迎える学年の代表評議員
会 計	1名	満38歳を迎える学年から選ぶ
幹 事		満36歳以下の学年の代表評議員全員
顧 問	1名	濟々覺同窓会組織委員長

第6条 (役員を選出)

会長以下の執行部は、本会の定期総会において決定する。

第7条 (役員任期)

1年

第8条 (会の開催)

総会は定期総会と臨時総会とする。

定期総会は年1回とする。

第9条 (会則改正)

本会の会則は、総会出席者の過半数の承認があれば改正できる。